明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働基準法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働七六）　一
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（同七七）　四
○雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（同七八）　九
○社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令（同七九）　三五
〔告　示〕
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する件（厚生労働一六四）　三六
○社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示（同一六五）

## 省　令

### ○厚生労働省令第七十六号

労働基準法の一部を改正する法律（令和二年法律第十三号）の施行に伴い、並びに労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十八条の三第一項第六号、第三十八条の四第一項第七号及び第二項第二号、第四十一条の二第一項第十号及び第三項並びに第百十五条の二並びに労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条第二号及び第七条の二第二号の規定に基づき、並びに労働基準法を実施するため、労働基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

労働基準法施行規則等の一部を改正する省令

（労働基準法施行規則の一部改正）

**第一条**　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第十七条**　（略） | **第十七条**　（略） |
| ②　使用者は、前項第五号に掲げる措置の実施状況に関する記録を同項第一号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存しなければならない。 | ②　使用者は、前項第五号に掲げる措置の実施状況に関する記録を同項第一号の有効期間中及び当該有効期間の満了後三年間保存しなければならない。 |
| ③　（略） | ③　（略） |
| **第二十四条の二の二**　（略） | **第二十四条の二の二**　（略） |
| ②　（略） | ②　（略） |
| ③　法第三十八条の三第一項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 | ③　法第三十八条の三第一項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 |
| 一　（略） | 一　（略） |
| 二　使用者は、次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を前号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。 | 二　使用者は、次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を前号の有効期間中及び当該有効期間の満了後三年間保存すること。 |
| イ・ロ　（略） | イ・ロ　（略） |
| ④　（略） | ④　（略） |
| **第二十四条の二の三**　（略） | **第二十四条の二の三**　（略） |
| ②　（略） | ②　（略） |
| ③　法第三十八条の四第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 | ③　法第三十八条の四第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 |
| 一　（略） | 一　（略） |
| 二　使用者は、次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を前号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。 | 二　使用者は、次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を前号の有効期間中及び当該有効期間の満了後三年間保存すること。 |
| イ～ハ　（略） | イ～ハ　（略） |